

令和3年度 事業計画書



社会福祉法人 朝倉市社会福祉協議会

目 次

令和3年度 事業計画

I 基本方針	1
【重点項目】①～⑤	
II 基本計画	2
総務課 総務係担当	2
法人運営事業・社会福祉充実計画・社協事業の広報活動	
指定管理事業・福祉表彰・赤い羽根共同募金事務	
福祉課 地域係担当	4
地域福祉活動推進事業・介護予防、日常生活支援総合事業	
ふれあいのまちづくり事業・地域生活支援事業	
共同募金配分金事業・年賀寄付金配分事業・その他の事業	
福祉課 相談支援係担当	10
総合相談事業・生活福祉資金等貸付事業	
日常生活自立支援事業・生計困難者等に対する相談、支援事業	
(ふくおかライフレスキュー事業)	

令和3年度事業計画（案）

I 基本方針

世界中に暗闇を招いた新型コロナウイルス感染症は、国内の感染症拡大防止施策も長期化し、イベントの中止や人の往来の抑制など経済にも大きく影響し、長い間国民生活を脅かしています。福岡県内におきましても、国の緊急事態宣言の対象区域に指定され、感染者数は徐々に抑えられても重症患者数や高齢者への感染など不安要素は取り除けないままとなっています。私ども社会福祉協議会においても他人事ではなく、あらゆる事業が中止又は延期となり、調整を余儀なくされました。また、令和2年度の生活福祉資金特例貸付の相談件数は、2月末で1,500件を超える事態となりました。

未だに『終息』の文字が見つからない新型コロナウイルス感染症の現状の中、地域とのつながりを切らさずに行う福祉の糸口を模索しています。

折しも地域共生社会の実現のため、令和2年に社会福祉法の一部改正が成立しました。私ども社会福祉協議会に求められる役割や期待も時代に合わせて新たな戦略を必要としています。生活様式や働き方にも大きな変化が生じ、今年度は将来に向けての準備期間と捉え、「地域住民に寄り添いながらの社会福祉に生きる豊かな地域社会づくり」を目指し、邁進していきます。

【重点項目】

- ① 令和2年の改正社会福祉法における①相談支援、②参加支援、③地域づくりにむけた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に付随し、相談支援の強化、地区社協との連携を深め、地域づくりの情報発信に努めます。
- ② 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たすよう努めます。
- ③ 災害ボランティアセンター運営の経験を生かし、朝倉市や朝倉青年会議所やその他関係機関と連携し、頻発する災害の体制づくりの強化に努め、防災意識を高めます。

- ④ 社会福祉充実計画に基づき、広報活動を実施することで、市民へ福祉や社協事業を意識づけ、事業に反映できるよう努めます。
- ⑤ 共同募金啓発活動の更なる推進と事業の充実を図ります。

II 基本計画

総務課 総務係担当

1. 法人運営事業

今年6月に役員、評議員の一斉改選を迎え、より一層の法人運営のコンプライアンスとガバナンスの強化につとめ、地域住民や関係機関及び団体等の皆さんに信頼される「社協」として、尽力いたします。

昨年より働き方改革に則り、職員就業の環境整備を行ってまいりました。全職員が一丸となり、働く喜びや意欲を牽引するよう指導し、新型コロナウイルス感染症拡大の予防に努め、「感染らない、感染さない、広げない」ように職員には、感染症拡大防止の徹底を図ります。

2. 社会福祉充実計画

2年目を迎えたが、昨年のコロナ禍で思うような計画が遂行できず、本年は遅れを取り戻せるよう工夫を凝らし、市民へ社協事業の周知と理解を深め、社会に寄与できるよう遂行します。

3. 社協事業の広報活動

広報紙「社協だより」を通して、本会事業や福祉活動をわかりやすく伝えるためレイアウトや内容を見直し、親しみやすさや市民参加型の一新した記事づくりを目指します。また、ホームページやフェイスブックなどを積極的に活用し、新しい情報を市内外の広い世代に発信します。

4. 指定管理事業

行政から受託している朝倉及び杷木の老人福祉センター2か所の指定管理を担っています。老人福祉法第14条に基づき、地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もつて高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的とするセンター運営を施行いたします。具体的には、利用者に危険がなく安心して使用できるように防火管理及び避難訓練の徹底、器具点検や館内の衛生面の管理、室温調整等を怠ることなく、市への報告を密にし、施設の維持管理に努めます。また、コロナ禍での来館者への検温、手指消毒を促し、気持ちよく利用していただくため、清掃に気を配り、集いの場となるよう、尽力いたします。

5. 福祉表彰

朝倉市の社会福祉に多大に貢献また永年尽力された方や団体を対象に、被表彰者を地区社会福祉協議会等から推薦いただき、表彰審査会にて諮り、福祉表彰式を開催、表彰することで、被表彰者等の活動を市民に周知します。これからの中の福祉活動の礎となるように活発なボランティア活動の普及に尽力いたします。

6. 赤い羽根共同募金事務

地域の社会福祉活動のための貴重な財源として、赤い羽根共同募金の啓発運動を推進致します。昨年は、初めてのコロナ禍での赤い羽根共同募金啓発活動となり、いくつかの制限がある中でも皆さまのおかげで、募金額が昨年度を上回ることができました。

若年層からの「赤い羽根共同募金運動」の理解を広めるため、赤い羽根共同募金イメージキャラクター「愛ちゃん希望くん」の「ぬり絵」や世代を問わず参加できる「まちがいさがし」の掲載など、市民参加型の工夫のある募金活動に取り組み、自動販売機募金や百貨店プロジェクトなどの企業からの参加方法も積極的に推進していきます。

これからも地域の社会福祉活動への募金の活用方法を市民へわかりやすく伝え、赤い羽根共同募金運動の更なる推進に取り組みます。

福祉課 地域係担当

1. 地区社協活動推進事業

住み慣れた地域の中で、すべての人が自分らしく安心して生活のできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、地区社会福祉協議会と協働し地域福祉活動を推進していきます。

(1) 地区社会福祉協議会との連携強化

身近な地域での住民のつながり・支え合い活動を推進していくため、地区社会福祉協議会と月1回の朝倉市地区社会福祉協議会連絡会を開催し、地域福祉活動状況や情報交換を行うなど連携・協働を図り、担い手づくりや地域福祉活動の推進に努めます。

(2) 第2期地域福祉活動計画の推進

平成30年度に策定した「第2期朝倉市地域福祉活動計画」の推進を行うため、地区社会福祉協議会と協働しながら、地区の課題や問題点の課題解決に向けて更なる連携強化を図ります。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じて、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援に取り組みます。

(1) 地域ミニデイサービス推進事業（ふれあい・いきいきサロン）

家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、自治公民館などで「ふれあい・いきいきサロン」の開催を積極的に推進するとともに、レクリエーション、健康体操や趣味活動を支援し、社会参加や介護予防に努めます。また、市内全域に「ふれあい・いきいきサロン」が設置できるように隨時説明会等を行い推進します。

(2) 通所型介護予防普及啓発事業（いきいき健康クラブ）

高齢者（65歳以上）の方を対象に、介護予防を中心とした生きがい対策の取り組みとして、健康体操や栄養改善及び口腔機能などを柱として、レクリエーションや季節の行事など新しいことや繰り返しを楽しみながら、介護を必要としない心と体づくりをめざして、いつまでも自宅で健康に生活ができるように支援します。

(3) 外出支援サービス事業

通所型介護予防普及啓発事業（いきいき健康クラブ）に参加される方を対象としてマイクロバスによる送迎を行います。

(4) 高齢者筋力トレーニング事業

高齢者（65歳以上）の方を対象に、トレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもと、運動機能の維持向上を目的に3か月間（22回）実施し、介護予防及び健康管理を支援します。

(5) 健康づくりサポート教室

高齢者筋力トレーニング事業修了者の方を対象に、継続的にトレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもと、運動機能の維持向上を目的として実施します。

3. ふれあいのまちづくり事業

地域において様々な人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障がい者、児童・青少年等に対し、地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図ることを目的に取り組みます。

(1) 地域福祉活動推進事業

「ともに認め合い、支え合う、ぬくもりのあるまちづくり」をめざす地域福祉社会の実現を図るため、地区社会福祉協議会が行う地域福祉活動に對して助成を行います。

(2) ボランティアに関する相談・援助、紹介、情報提供支援事業

ボランティアコーディネーターを配置して、誰もがボランティア活動に参加できるまちづくりを推進するために、ボランティア活動に係る情報を提供するとともに、活動のきっかけづくりや相談・支援、情報提供などの事業を推進します。また、市民の自主的参加を促進するため、さまざまなボランティア養成講座を開催し、人材の発掘と育成に努めます。

(3) 高齢者等地域見守り活動事業

ネットワーク活動事業の一環として、ひとり暮らしの高齢者世帯等が地域で安心して暮らせるよう見守り活動の定着及び拡充し、地域福祉の向上を図ることを目的に助成を行います。

(4) 福祉ボランティア団体支援事業

福祉を目的とした活動を行う福祉ボランティア団体に対し、活動助成を行います。

(5) 住民福祉ボランティアのつどい事業

福祉に関する理解と啓発を行うとともに、地域で活動する市内の福祉ボランティア団体の紹介及び新たなボランティアの人材発掘と育成を目的として、朝倉市、朝倉市老人クラブ連合会、朝倉市身体障がい者福祉協会、

朝倉市ボランティア連絡協議会、朝倉市母子寡婦福祉会、朝倉市保護司会の後援を得て「朝倉市住民福祉ボランティアのつどい」を行います。

(6) 布の絵本育成事業

布の絵本やおもちゃの制作・貸出・寄贈を行います。

(7) 心配ごと相談事業

民生委員・児童委員協議会とともに協力し、市民のお困りごとの相談事業を行います。

4. 地域生活支援事業

障がいのある方が、その有する能力や個性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目的に取り組んでいます。

(1) 奉仕員養成研修事業

・点訳奉仕員養成講座

視覚障がい者の情報支援のため、点訳の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を実施します。

・朗読奉仕員養成講座

視覚障がい者の情報支援のため、朗読の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を実施します。

(2) 手話奉仕員養成研修事業

・手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）

聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図るために、手話奉仕員の養成講座を実施します。

・手話奉仕員養成講座（通訳・講座）

聴覚障がい者の社会生活上必要な場面で手話通訳を担う、手話通訳者の養成講座を実施します。

(3) 生活訓練等事業

・視覚障がい者生活訓練事業

視覚に障がいのある方を対象に社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練を実施します。

・聴覚障がい者コミュニケーション情報教室

聴覚に障がいのある方を対象に社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練を実施します。

・身体障がい者生活訓練事業

身体に障がいのある方を対象に社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練を実施します。

・知的障がい者生活訓練事業

知的障がいのある方を対象に生活の基礎学習とレクリエーション等を通じて社会生活適応能力を身につける学習会及びスポーツ教室を実施します。

(4) 意思疎通支援事業

聴覚、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳、代筆、代読、音声訳等の方法により意思疎通を支援するために、手話通訳を行う者を配置します。

(5) 移送サービス事業

一般の交通手段を利用することが困難な身体障がい者に対し、移送サービス用自動車を運行する事業を実施します。

(6) 障がい者移動支援事業

視覚に障がいのある方を対象として外出の移動支援を行います。

5. 共同募金配分金事業

共同募金に対する市民の理解を深めながら、募金活動に努めるとともに、共同募金配分金を地域福祉の推進を図るために以下の事業を行います。

(1) 高齢者等地域見守り活動事業（再掲）

ネットワーク活動事業の一環として、ひとり暮らしの高齢者世帯等が地域で安心して暮らせるよう見守り活動の定着及び拡充し、地域福祉の向上を図ることを目的に助成を行います。

(2) ふれあい・いきいきサロン支援事業

在宅福祉サービス事業の向上として、地区社会福祉協議会を窓口に、ふれあい・いきいきサロンに助成を行います。

(3) 朝倉市老人クラブ連合会支援事業

朝倉市老人クラブ連合会に対して、活動助成を行います。

(4) 障がい児・者ボランティアワーク事業

市内在住の学生やボランティアや福祉に関心のある方を対象にして障がい者スポーツ講習会等を行い、交流を通じて障がいに対する理解を深めることを目的に実施します。

(5) 障がい児・者レクリエーション交流事業

市内在住の障がいのある子どもやその家族とボランティアの交流することにより、障がいに対する理解と福祉の向上を図ることを目的に実施します。

- (6) 朝倉市身体障がい者福祉協会支援事業
朝倉市身体障がい者福祉協会に対して、活動助成を行います。
- (7) 小・中学生ボランティアスクール事業
小・中学生を対象に地域に住んでいる障がいのある方が講師となり、交流と手話の学習を行います（夏休み手話講座）。
- (8) 福祉協力指定校事業
市内の小・中・高校の生徒を対象として、福祉学習の助成並びに指導を行う（福祉協力指定校連絡会の開催）。
- (9) 朝倉市母子寡婦福祉会支援事業
朝倉市母子寡婦福祉会に対して、活動助成を行います。
- (10) ボランティア育成事業
福祉ボランティア活動に関心のある市民を対象に、福祉に関する各種講座を開催し、ボランティアの育成を行います。また、市社協登録福祉ボランティア団体に対して活動助成を行います。
- (11) 朝倉市ボランティア連絡協議会支援事業
朝倉市ボランティア連絡協議会に対して、活動助成を行います。
- (12) 地域福祉活動推進事業（再掲）
「ともに認め合い、支え合う、ぬくもりのあるまちづくり」をめざす地域福祉社会の実現を図るため、地区社会福祉協議会が行う地域福祉活動に対して助成を行います。
- (13) 住民福祉ボランティアのつどい事業（再掲）
福祉に関する理解と啓発を行うとともに、地域で活動する市内の福祉ボランティア団体の紹介及び新たなボランティアの人材発掘と育成を目的として、朝倉市、朝倉市老人クラブ連合会、朝倉市身体障がい者福祉協会、朝倉市ボランティア連絡協議会、朝倉市母子寡婦福祉会、朝倉市保護司会の後援を得て「朝倉市住民福祉ボランティアのつどい」を行います。
- (14) 福祉機器整備事業
福祉機器の修理や福祉体験学習に使用する器具などの整備を行います。
- (15) 朝倉市保護司会支援事業
朝倉市保護司会に対して、活動助成を行います。

6. 年賀寄付金配分事業（日本郵便株式会社）

平成29年7月の九州北部豪雨で被災された市民の方々や介護予防・認知症予防を目的に行っている「ふれあい・いきいきサロン」の高齢者を対象として「笑い」をテーマに、心と体を元気にする「笑いの健康」講座を令和2年度に引き続き実施します。

7. その他の事業

その他の事業として、下記の事業を行います。

(1) 視察研修受け入れ

地区社会福祉協議会事業、ふれあい・いきいきサロン、災害ボランティア活動などに関する視察研修受け入れを行います。

(2) 社会福祉施設実習生受け入れ

社会福祉士をめざす実習生の受け入れ指導を行います。

(3) 福祉体験学習

市内の小・中学校の生徒を対象に、車イス、高齢者疑似体験、アイマスクなどの体験学習の指導、講師の斡旋を行います。

(4) P-U-P事業（筋力トレーニング教室）

16歳以上の方を対象にトレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもと、健康増進を目的として実施します。

(5) 災害ボランティア活動に関する活動

災害時において、被災者が求める幅広い救護支援にボランティアが地域のニーズに応え、効果的に活動するための体制づくりを進めます。

・災害復旧ボランティア資材倉庫の管理運営

災害時において災害復旧ボランティアが使用する資機材を保管するための資材倉庫を管理運営します。

・災害時支援における三者連携会議

今後、大規模な災害が発生した場合に備えて、円滑なボランティアセンターの設置運営ができるように、社協、市（ふるさと課）、朝倉青年会議所（JCI）と協力体制を整えます。

・朝倉市情報共有会議

災害の被災者に対する支援について、ボランティア活動等で携わっている関係各機関が集まり、情報共有・意見交換を行い災害時における支援に役立てます。

8. その他

2020年度末終了事業のひとつ、朝倉市地域支え合いセンター運営事業は、2018年1月に朝倉市との委託締結を行い、九州北部豪雨で被災され

た方が安心した日常生活を取り戻し、自立した生活再建ができるよう、相談・声かけなどの見守りや地域交流促進支援及び公的支援（行政や福祉サービスなどの専門機関による支援）へのつなぎを3年あまり行ってきました。

地域支え合いセンター設置当初は、仮設住宅に入居している方やみなしふ設などに入居している方の状況確認等に奔走し、被災者との信頼関係を築くことを大切に行ってきました。2年目は災害公営住宅が完成し入居が始まり、少しずつ自立できる方や日常生活を取り戻してきた方が増えてきましたが、なかなか新しい生活になじめない方もいましたので、交流の場として「えんがわ」を市内2か所（柿添団地、杷木団地）に設置し、寄り添いながら見守りを行ってきました。3年目に入り、杷木団地の「えんがわ」は、「ふれあい・いきいきサロン」として登録し自主的に活動を行っています。現在、生活再建ができた方が多くなり、支援終結になる方も増えてきましたが、まだ支援を必要とされる方もいます。1月末現在で、1082世帯のうち975世帯が支援終結（90%）となっています。この受託事業は、2020年度までの限定事業でありましたが、2021（令和3年）年度より市（復興推進室）が地域支え合いセンターを直営していきます。

福祉課 相談支援係担当

1. 総合相談事業

市民の日常生活上の悩みごとや心配ごとに対して、専任相談員、民生委員、弁護士、司法書士による相談事業を行います。

- (1) 心配ごと相談 甘木本所、朝倉支所、杷木支所の3か所で開催します。
- (2) 法律相談 弁護士による相談（月2回）甘木本所で実施します。
- (3) 司法書士相談 司法書士による相談（月1回）甘木本所で実施します。

2. 生活福祉資金等貸付事業

福岡県社会福祉協議会の窓口事業として、経済的、社会的基盤の不安定な低所得世帯用に対し、低利子又は無利子で福祉資金貸付を行うことで、経済的な自立をめざし、安定した生活に結び付けることを目的としています。

近年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経済状況が続くなか、相談件数が増加していることから、福岡県社会福祉協議会との連携を深め、生活援助を通じて世帯の安定と自立を支援します。

3. 日常生活自立支援事業

社会福祉法に基づき、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行い支援します。

4. 生計困難者等に対する相談・支援事業（ふくおかライフレスキュー事業）

社会福祉法人の地域の公益的な取り組みとして、生計困難者への心理的不安の軽減や公的制度や福祉サービス等への橋渡しを行うことを目的として生計困難者等に対する相談・支援を行います。

「特定非営利活動法人フードバンク福岡」と「食品の譲渡に関する基本合意書」を締結し、保存できる食料品や調味料等の提供を月2回引き取り保管し、必要とされる方へお渡しします。また、株式会社セブン・イレブン・ジャパン様や株式会社ダイナム様から社会貢献活動の一環として、地域福祉の推進を図るために物品の寄贈を受け、必要とされる方へお渡しします。

(1) ふくおかライフレスキュー朝倉連絡会

朝倉市社会福祉施設代表者連絡会（市内13社会福祉法人）の下部組織として、ふくおかライフレスキュー事業における支援内容報告や支援困難事例等の協議、研修などを行い社会福祉法人のネットワークを推進します。

(2) 制服バンクについて

福岡県社会福祉協議会の窓口事業として、生活福祉資金貸付事業を行っていますが、中学校入学時の貸付はありません。

入学時の制服代等の負担が大きいため、生活福祉資金の貸付が受けられないかとの相談が複数あったため、中学校を卒業された方に、不要になった制服をお預かりし、必要とされる方へお渡しする事業（制服バンク）を行います。